

# 標識の記載方法について

警備業法に基づき交付していた認定証は令和6年4月1日からその効力を失います。  
事業者の皆様が作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示してください。

別記様式第2号（第6条関係）

新標識		警備業者	
認定をした公安委員会		公安委員会	
認定の番号	第	号	
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
氏名又は名称			
所在地			

これまでの認定証の番号を認定の番号として記載してください

法人の場合は法人名、個人の場合は個人の氏名を記載してください

——注意——  
認定証は法人であれば登記された本店所在地、個人であれば住所が記載されていましたが、標識の所在地は主たる営業所の所在地を記載してください

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。  
備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。  
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格とする。

認定をした公安委員会名を記載してください

認定証の有効期間を認定の有効期間として記載してください

旧認定証

認定をした公安委員会名を記載する欄

有効期間  
年 月 日から  
年 月 日まで

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第三条各号に掲げる者のいづれにも該当せず警備業の要件を備えていることを認定する

法人名/個人名を記載する欄

認定証

第 号